の適用を受けないものに限る。以下この項において同じ。）が当該他の通算法人の同日に終了する事業年度（以下この項において「他の事業年度」という。）において行われた合併に係る合併法人又は当該他の通算法人の当該他の事業年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該他の事業年度開始の日の前日から当該他の事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとする。）に係る分割法人等若しくは分割承継法人等に該当する場合の当該他の通算法人の当該他の事業年度の基準雇用者数の計算について準用する。この場合において、前項中「当該法人の当該適用年度」とあるのは「当該他の通算法人の他の事業年度（次項に規定する他の事業年度をいう。以下この項において同じ。）」と、「適用年度終了の日に」とあるのは「他の事業年度終了の日に」と、同項第一号イ、第二号及び第三号イ⑴中「適用年度」とあるのは「他の事業年度」と読み替えるものとする。

第二十七条の十二第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第四十二条の十二第八項に規定する他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合は、同項の他の通算法人に同項に規定する離職者がいないかどうかが確認できる当該他の通算法人に係る財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

第二十七条の十二の二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、「第百三十九条の十第二項第一号ロ」の下に「（法第四十二条の十四第四項に係る部分を除く。）及びハ」を加え、「を加算した」を「の合計額を加算した」に、「同項第二号ロ」を「同令第百三十九条の十第二項第二号ロ」に、「金額（当該金額が当該控除した」を「控除した金額に加算調整額（第一号及び第二号に掲げる金額の合計額をいう。）を加算した金額から第三号から第八号までに掲げる金額の合計額（当該合計額が当該加算した」に、「同項第一号ロに掲げる」を「同項第一号ハに掲げる金額及び法第四十二条の十四第一項の規定により法人税の額に加算する」に、「超える場合には」を「超えるときは、当該合計額から」に改め、同項第四号中「第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十五項」を「第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に、「第五十三条第十六項又は第三百二十一条の八第十六項」を「第五十三条第二十八項又は第三百二十一条の八第二十八項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「第五十三条第十二項又は第三百二十一条の八第十二項」を「第五十三条第二十三項又は第三百二十一条の八第二十三項」に、「第五十三条第十二項第一号又は第三百二十一条の八第二十三項第一号」に、「第五十三条第二十三項第一号又は第三百二十一条の八第二十三項第一号」を「第五十三条第二十三項第一号又は第三百二十一条の八第十三項」に、「第三百二十一条の八第十三項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第五十三条第十二項第二号又は第三百二十一条の八第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号又は第三百二十一条の八第二十三項第二号」に、「第五十三条第十二項第三号又は第三百二十一条の八第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号又は第三百二十一条の八第二十二項各号又は第三百二十一条の八第十二項各号」を「第五十三条第二十三項各号又は第三百二十一条の八第二十三項各号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六　地方税法第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象配賦欠損調整額（同法第五十三条第二十一項又は第三百二十一条の八第二十一項の規定により同法第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされる金額を含む。）のうち、同法第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項に規定する控除されなかつた額に相当する金額

第二十七条の十二の二第一項第二号中「第五十三条第九項又は第三百二十一条の八第九項」を「第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項」に、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に、「第五十三条第十項又は第三百二十一条の八第十項」を「第五十三条第十五項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　地方税法第五十三条第八項又は第三百二十一条の八第八項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象合併等前欠損調整額のうち、これらの規定に規定する控除されなかつた額に相当する金額

第二十七条の十二の二第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項」を「第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項」を「第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項に」を「第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項に」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項に規定する加算対象通算対象欠損調整額

二　地方税法第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項に規定する加算対象被配賦欠損調整額

第二十七条の十二の二第二項中「同項各号」を「同項第三号中「の規定の」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の」と、「の規定により」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により」と、同項第四号中「の規定の」とあるのは「（同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の」と、同項第五号から第八号までの規定」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「第一項第三号から第八号まで」に改める。

第二十七条の十二の三第七項及び第二十七条の十二の四第五項を削る。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「第四十二条の九第七項」を「第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十一項」に、「第四十二条の四第十二項中」を「第四十二条の四第二十二項中」に改める。

第二十七条の十三の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第二十七条の十四　法第四十二条の十四第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号に規定する法人税額から当該法人税額に含まれる法第四十二条の十四第一項及び第四項の規定（次号から第六号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十条第一項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　法人税法第百三十五条第二項に規定する所得に対する法人税の額は、当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。